上尾市議会議員ソーシャルメディア運用ガイドライン

令和5年10月23日 議会改革特別委員会決定

1 目的

FacebookやX(旧Twitter)などのソーシャルメディアは、インターネット上で文章、写真、動画などの情報を発信し、共有された情報に対する他の利用者の意見を聴取することが可能なもので、個人の意見や情報を簡単に多くの人と共有することができるプラットフォームである。

しかし、一度発信した情報を完全に削除することは困難であるため、誤った情報や誤解を 招く情報を発信した場合は、情報の訂正が難しく、トラブルになる場合がある。

このため、上尾市議会議員として、ソーシャルメディアを利用し情報を発信する場合の留意すべき事項等(ソーシャルメディア運用ガイドライン)を策定する。

2 ソーシャルメディアの定義

Facebook、X(旧Twitter)、Instagram、YouTube、TikTok、電子掲示板など、インターネットを利用して、利用者が情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりすることで、不特定多数の他の利用者とのコミュニケーションを可能とする情報伝達媒体をいう。

3 留意すべき事項

- (1)上尾市議会基本条例及び上尾市議会議員政治倫理条例の趣旨を踏まえ、議員の役割を自覚し、良識ある情報とすること。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意すること。
- (3)発信する情報は、正確を期すとともに、誤解を招くことのないよう努めること。
- (4)発信した情報により他者を傷つけた場合や誤解を生じさせた場合には、誠実に対応 するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (5)発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応すること。
- (6) 公式発表を考慮するなど、適切な時期に情報を発信すること。
- (7) 一度発信した情報を完全に削除することは困難であることを認識すること。
- (8) 強力なパスワードを設定するなど、アカウントのセキュリティを確保すること。

4 発信すべきでない情報

- (1)特定の企業・団体への利益誘導を目的とする情報
- (2) 不敬な言い方を含む情報
- (3)人種、思想、信条等に関し、差別的な表現を含んだ情報、又は差別を助長させる情報
- (4) 違法行為又は違法行為を煽る情報
- (5) 単なる噂や噂を助長させる情報
- (6) 非公開の会議の内容に関する情報
- (7) その他公序良俗に反する一切の情報
- (8) 上記の内容を含むホームページのリンク情報